

議案第 93 号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

令和 6 年度以後の都市計画税について、現行税率の特例措置を更に 3 年間延長するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項（見出しを含む。）中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。